

長久手市行政改革指針(平成31年改訂)【概要版】

1. 行政改革指針【改訂版】の策定について [P1]

- (1) 改訂前行政改革指針の取組状況（平成29年度～平成30年度）
平成29年に策定した（改正前）行政改革指針では、行政運営を改善する取組として、次の3つの基本項目をあげて重点的に取り組んできました。
- ・ 合理的・効率的な行政運営の推進
➢ ICT化と業務改革の一体的な取組の実施等
 - ・ 財政マネジメントの強化
➢ 公共施設等総合管理計画の策定、中期財政計画の策定等
 - ・ 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
➢ 指定管理者制度（保育園、福祉の家施設等）の実施、委託等
- (2) 行政改革指針の改訂
引用計画を市の最上位計画である総合計画に変更し、また、重点課題の設定、中期財政計画と連動を図り、より効果的な行政改革指針にするため改訂を行う。

2. 行政改革指針を実現するための重点課題について [P11]

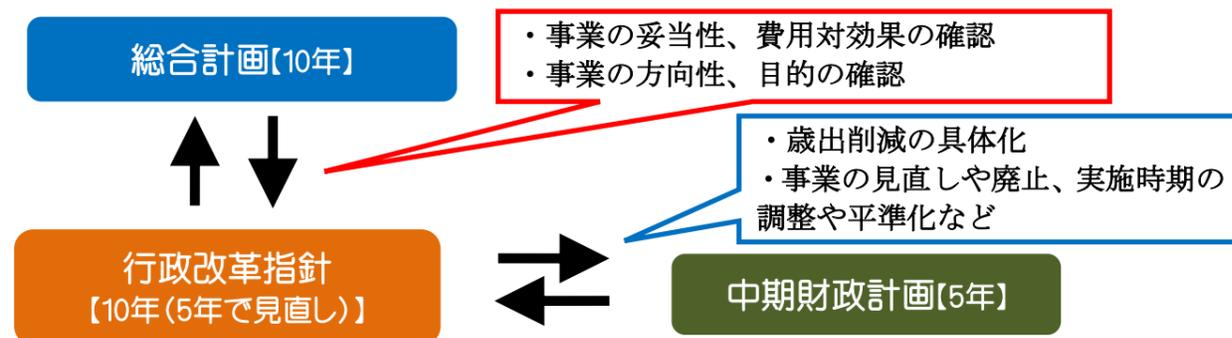
総合計画の基本目標「(7) 市民から信頼される市政の運営」を実現し、中期財政計画で示された財源不足を克服していくために、以下の重点課題を設定して取り組む。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 経営改革の推進 | 5 横断的な事務の推進（連携改善） |
| 2 財政改革の推進 | 6 協働事業の拡大 |
| 3 自治体間連携の推進 | 7 市民参加の仕組みづくり |
| 4 ICTの活用 | 8 職員の働き方改革の推進 |

また、これらの重点課題は相互に関連するため、それぞれが連動して取り組むことが必要となる。

3. 行政改革指針の位置付け、行政改革の進め方等について [P21]

- (1) 行政改革指針の位置付け（総合計画、中期財政計画との相関）



- (2) 行政改革の進め方について
総合計画を実現するため、次のとおり行政改革を進めます。

- ア 期間
平成31年4月1日から第6次長久手市総合計画の満了まで
※5年後に必要なに応じて中間見直しを行う。
➢引用計画の期間と同じとする。
- イ 推進体制
行政改革推進本部（内部の幹部で構成する機関による意思決定）
➢行政改革の方向性を決定する機関とし、行政改革の推進（行政改革指針の運用）を行う。特に重点課題について、具体的な取組内容及び担当部局を決定し、各担当部局が決定された取組内容を実行する。
- ウ 諮問機関
行政改革推進委員会（外部有識者等）
➢行政改革の推進について、助言（答申）し、施策、事業等の改善の取組について、評価を行う。
- エ 重点課題の検証
- ・ 行政改革推進本部において、重点課題の具体的な内容を決定する。
 - ・ 担当部局が重点課題の取組を実施する。
 - ・ 担当部局が重点課題の取組の進捗状況を行政評価により、検証を行う。【内部評価】
 - ・ 行政改革推進委員会が内部評価の検証を行う。【外部評価】
 - ・ 行政改革推進本部において、内部評価・外部評価の検証の結果をもとに重点課題への取組の修正を行う。
 - ・ 担当部局が重点課題の取組を再び実施する。

＜重点課題の検証のフロー図＞

